

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 滋賀県甲賀市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6 %
全職員	77.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.4 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	110.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3 %
31～35年	88.6 %
26～30年	93.6 %
21～25年	86.7 %
16～20年	86.2 %
11～15年	91.4 %
6～10年	92.1 %
1～5年	88.8 %

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時間給で勤務日数が一定でない職員を除いています。
- ・ 扶養手当、住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなっています。
- ・ 男性の方が時間外勤務時間数が多く、相対的に男性の給与額が高くなっています。
- ・ 部分休業（育児）により給与を減額された職員は、女性の方が多傾向にあります。
- ・ 女性の方が育児休業取得者が多く、期間も長いため、期末勤勉手当に係る期間の除算が大きく、給与額が少ない傾向にあります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。